

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 8 日

関係団体 各位

島根労働局労働基準部健康安全課長

熱中症予防対策義務化にかかる周知依頼について

平素は、労働安全衛生行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症対策の強化を図るため、令和 7 年 6 月 1 日に改正労働安全衛生規則が施行されることから、島根労働局においては、報道発表を行う等周知を図っているところです。

つきましては、熱中症発生頻度が高くなる夏季のまえに、貴団体傘下会員事業場に対して、改正労働安全衛生規則の内容を、同封のパンフレットを活用していただき、周知していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、現時点において厚生労働省から関係通達が届いていないことから、届きしだい、改めて通知させていただきます。

〈〈〈参考〉〉〉

島根労働局ホームページ 広報関係

検索方法：「島根労働局 報道発表資料」と入力し、検索。

4 月 2 5 日付け掲載

「職場での熱中症対策が義務化 ―島根労働局が行う周知計画―

URL : https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/news_topics/houdou.html

島根労働局ホームページ>ニュース&トピックス>お知らせ>安全衛生【熱中症予防】

https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/news_topics/news/_84685.html